

**豊田市水戸倉庫ほか 1 施設解体事業
(設計・施工一括発注方式)
要求水準書**

令和 8 年 8 月
豊田市建築事業推進課

1 適用

本水準書は、豊田市（以下「市」という。）が発注する「豊田市水戸倉庫ほか1施設解体事業（設計・施工一括発注方式）」（以下「本事業」という。）に適用する。

本事業は、設計・施工一括発注方式による性能発注であり、本事業を完遂するために必要とされる事項及び事業の性質上当然必要と思われるものについては、本水準書に明記されていない事項であっても、本事業受注者（以下「受注者」という。）の発案に基づき実施するものとする。

また、本水準書は、市が受注者に要求する内容及び受注者が満たすべき質の最低限の水準を示すものであり、受注者が、本書に示す水準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。

入札にあたっては、本水準書及び現場を熟覧の上で応札すること。

2 事業概要

（1）名称

豊田市水戸倉庫ほか1施設解体事業（設計・施工一括発注方式）

（2）概要

本事業は、水戸倉庫及び旧梨野消防団詰所格納庫を解体・撤去し、本市の安全で適切な施設管理に寄与する事業である。

（3）実施場所

【水戸倉庫】 豊田市足助町水戸20-2

【旧梨野消防団詰所格納庫】 豊田市梨野町寺田17-2

（4）履行期間

契約日の翌日から令和9年2月26日まで（約6か月）

（5）敷地情報（参考）

項目	水戸倉庫	旧梨野消防団詰所格納庫
敷地面積	7,929 m ² （別紙1参照）	約40 m ² （別紙2参照）
都市計画区域	都市計画区域外	都市計画区域外
砂防指定地	指定なし	指定なし
急傾斜地崩壊危険区域	指定なし	指定なし
土砂災害警戒区域	指定なし	指定あり
土砂災害特別警戒区域	指定なし	指定あり
国定公園	特別地域第2種	指定なし
保安林	指定なし	指定なし
埋蔵文化財包蔵地	指定なし	指定あり（寺田遺跡）
土壌汚染	なし	なし

※上表は参考のため、解体工事及び跡地整備に係る規制等は実施設計段階で詳細に調査、確認のうえ、許認可や届出等が必要な場合は、受注者の経費負担により代行し、適切に事業を実施すること。

(6) 解体・撤去処分対象施設

【水戸倉庫】 ※別紙 1 参照

番号	建物・構造物	規模、構造等	設置年
①	第 1 倉庫	木造 2 階建て延べ 119.24 m ² (1 階 59.62 m ² 、2 階 59.62 m ²)	S61
②	第 2 倉庫	木造 2 階建て延べ 402.45 m ² (1 階 283.21 m ² 、2 階 119.24 m ²) 付随する鉄製橋 (幅 1.0m・長さ 5m程度・基礎共) 含む	S60
③	第 3 倉庫	木造 1 階建て延べ 41.07 m ² 付随する鉄製屋根・柱 (20 m ² 程度) 含む 付随するトタン屋根・木製柱含む 土留 (木・土嚢) 含む ※撤去後は現場なりでなだらかな法面を形成 土留に付随する樹木 3 本含む 樹木①H8m×C1.0m×W7m程度 樹木②H8m×C0.5m×W5m程度 樹木③H3m×C0.2m×W3m程度 ※根は敷地の維持保全に支障ない範囲で除却。地表面で切断も可。	S60

【旧梨野消防団詰所格納庫】 ※別紙 2 参照

番号	建物・構造物	規模、構造等	設置年
①	詰所格納庫	木造 1 階建て延べ約 20 m ² 、残存建材含む	不明
②	土間コンクリート	約 3 m 厚さ約 10 cm	不明
③	植栽	詰所格納庫に付随する植栽	不明

※建物の解体は、基礎、束石、土間、地中配管、電気配線等を含む。

※建物内部の一般廃棄物 (移動可能な備品類等) は解体着手前までに市で処分する。

※電気の引き込み線は既に切断済みであり、解体時には通電していない状態である。

※両施設とも敷地内に給水設備がない。散水等用の水は仮設等で確保すること。

※市が事前に行ったアスベスト含有可能性建材の分析調査結果は、別紙 3 のとおり。

別紙 3 の記載以外にアスベスト含有の可能性がある建材は、「みなし含有」として適切に撤去処分するか、受注者が分析調査を行う場合の取り扱いは、4 (2) イによる。

(7) 解体後の跡地整備

【水戸倉庫】

- ・解体撤去完了後の敷地を更地として整地する。
- ・整地は、原則として現況地盤高さを踏まえ、敷地内に雨水が滞留せず、かつ周辺地への濁水流出、浸水、土砂流出及び第三者災害を生じさせないように適切に行うこと。

【旧梨野消防団詰所格納庫】

- ・解体撤去完了後は、駐車可能な場として整地する。(再生碎石 (RC-40) t = 150)
- ・既設排水設備の復旧等の整備水準は、4 (2) ウによる。

3 関係法令等の遵守

(1) 関係法令等

本事業の遂行に際しては、以下の関係法令、要綱等の最新版を遵守する。

以下に関連する法令等を記載するが、記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等の規制を遵守する。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 2) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- 3) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 4) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 5) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 6) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 7) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 8) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 9) 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 10) 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
- 11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 12) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 13) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 14) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 15) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- 16) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 17) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 18) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 19) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- 20) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- 21) 宅地造成及び特定盛土等規制法
- 22) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- 23) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- 24) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- 25) 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- 26) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）
- 27) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省）
- 28) アスベストモニタリングマニュアル（環境省）
- 29) 建築物解体工事共通仕様書
- 30) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気工事編、機械設備工事編）
- 31) 建設工事安全施工技術指針
- 32) 建設工事公衆災害防止対策要綱

- 33) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- 34) 建設副産物適正処理推進要綱
- 35) 日本産業規格（J I S）
- 36) 愛知県建築基準条例
- 37) その他関係する法令規制・基準及び市の指示するもの

（２）官公庁等への申請・届出手続

本事業の実施にあたり、法令等で規定されている申請・報告・届出等は、全て受注者の経費負担により代行する。

なお、これらの諸手続きに際しては、あらかじめ市へ書類を提出し承諾を受け遅滞なく行う。

4 業務内容

（１）共通事項

ア 配置技術者等

受注者は、実務経験が豊富で、本事業で生じる課題や市の要望に対し、的確な判断が可能な者を配置する。

- （ア）設計・工事監理を担当する管理技術者は同じ者とし、一級建築士、二級建築士、又は木造建築士で、木造の建築物の解体に関する知見を有する正社員を配置する。
- （イ）施工を担当するものは、木造の建築物の解体工事を主担当で関与した実績を有し、かつ、本事業の規模等に適した資格（解体工事施工技士等）を有する正社員を配置する。
- （ウ）本業務を円滑に実施するために、業務内容と業務進捗を正確に把握し、市との連絡調整を適時に行うことができる現場代理人（通常工事の現場代理人と同じ）を選定する。現場代理人は、グループの場合は代表構成員の正社員から選出し、（イ）と兼務してもよい。

イ 業務計画書等

- （ア）受注者は、契約後、5日以内に、業務実施方針、本事業の実施体制（協力会社・協力者名、役割、資格名・資格者証の写し等）、業務工程表、及び上記の配置技術者（資格、経歴等が確認できる資料の写し）を記した「業務計画書」を市に提出する。
- （イ）本事業の実施体制における協力会社については、地元企業を積極的に選定する等、地域経済の活性化への貢献に配慮する。

ウ 業務の進め方（日程調整、実施報告）

- （ア）業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と市監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すとともに、適時、実施状況を報告す

るものとし、その内容については、その都度、書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

- （イ）上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し、市からの指示があるときには、当該打合せ議事録等を提出する。

エ 事業関連資料等の取扱い

- （ア）公告時に提示した資料以外で、市が提供する資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意する。
- （イ）受注者は、提供された資料等を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却する。
- （ウ）提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにはすべて廃棄する。

オ 予想されるリスクと責任分担

- （ア）本事業における市と事業者の責任分担は、リスク分担表（別紙４）とし、予想されるリスクへの対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

（２）設計業務

ア 許認可等申請

- ・解体工事、跡地整備等に必要な、法令等に規定する許認可・届出・報告・協議などを関係機関と行う。これらの諸手続きに際しては、あらかじめ市へ書類を提出し承諾を受け、遅滞なく行う。
- ・水質保全に係る関係団体（矢作川沿岸水質保全対策協議会、矢作川漁業協同組合及び巴川漁業協同組合）との協議を実施する。
（詳細は、（２）ウ及び（３）ア（ケ）のとおり。）
- ・申請書、届出書等は手続き完了後に、その写しを総合施工計画書（（３）ウ）に添付し、副本（原本）等は、事業完了時に市に提出する。

イ アスベスト事前調査

- ・解体対象施設における石綿含有建材の事前調査を有資格者（特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者）が行う。
- ・石綿含有可能性建材について、市が実施した事前調査（別紙３）以外に、石綿含有の可能性のある建材がある場合は、定性分析調査を行うか、「みなし含有」撤去処分とするかを整理し、「アスベスト事前調査結果報告書」を市に提出するとともに、石綿事前調査報告システムで報告を行う。このうち、定性分析調査を行う場合は、分析調査結果を市に提出する。なお、原則、このことに関する契約変更は

行わない。

ウ 跡地整備の設計

- ・以下、施設ごと条件により、跡地整備の設計を行う。

【水戸倉庫】

- ・掘削、埋め戻し部は、整備後に不具合が生じないように、掘削土のうち良質な部分、又は改良土、若しくは良質土で、改良又は置き換えのうえ、十分な締固めを行う。その他の現場発生土は敷き均す。
- ・解体後は、小堤、素掘り側溝及び素掘り柵等を周囲に設置し、近隣河川への濁水流出防止対策を講じること。
- ・解体後の跡地は、種子吹付け（種子は品質の保証されたものを使用）等により濁水流出防止対策を講じること。
- ・跡地の濁水流出防止対策は、矢作川沿岸水質保全対策協議会、矢作川漁業協同組合及び巴川漁業協同組合との協議が必要となるため、（２）アの通り対応し、協議の結果、必要な濁水流出防止対策が生じる場合は、跡地整備の設計に反映する。なお、このことに関する契約変更は行わない。

【旧梨野消防団詰所格納庫】

- ・掘削、埋め戻し部は、整備後に不具合が生じないように、改良土、若しくは良質土で、改良又は置き換えのうえ、十分な締固めを行う。現場発生土は、改良土プラントへ処分すること。
- ・解体後は、既設排水設備を復旧し、既設柵に接続し、適切に排水すること。
- ・解体後の敷地は、再生碎石（RC-40・t=150）敷き均しとする。再生碎石敷きは、容易に破損・沈下しないよう締固めを徹底する。なお、敷地内に雨水が滞留しないよう勾配に留意すること。また、勾配等を設けるために必要な盛土は、宅地造成及び特定盛土等規制法の規制対象とならない範囲に留める。
- ・跡地の濁水流出防止対策について、矢作川沿岸水質保全対策協議会等との協議が必要となる場合は、（２）アの通り対応し、協議の結果、必要な濁水流出防止対策が生じる場合は、跡地整備の設計に反映する。なお、このことに関する契約変更は行わない。

（３）施工業務

ア 施工条件

（ア）共通仕様書

- ・解体工事の実施については、建築物解体工事共通仕様書（令和５年版/国土交通省大臣官房営繕部監修）に準拠する。

（イ）作業日時等

- ・行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は施工しない。（「土・日曜

日」の「週休 2 日指定」とする。)

- ・作業時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、夜間の施工は行わない。
- ・水戸倉庫は、残置する倉庫の利用が工事期間と重複する場合は、別途調整を行うものとする。

(ウ) 安全確保等

- ・工事期間中は、気象予報又は警報等に注意を払い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
- ・工事実施場所において、「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪特別警報」「土砂災害警戒情報」「矢作川はん濫注意情報」、「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）」の発表や、「市内で震度 4 以上を観測」、その他局地的に災害の発生が予想される場合は、必要な災害防止対策を行ったことを監督員に報告する。
- ・工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。
- ・工事期間中は、通行者、近隣住民等に対する安全確保を最優先し、工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止を徹底するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、安全性の確保に配慮する。
- ・工事用車両の搬出入は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯においても低速で通行するなど十分注意する。
- ・本工事の施工に際しては火災保険等に参加し、契約書の写しを総合施工計画書（（3）ウ）に添付し、市に提出する。
- ・火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。
- ・工事期間中に事故、火災等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、豊田市公共工事事故対応マニュアル（豊田市技術管理課 HP（工事関係書類書式））に基づき「事故速報」「事故報告書」を監督員に速やかに提出する。
- ・近隣住民等から苦情等があった場合は直ちに作業を中止し、速やかに監督員に報告する。作業の再開はしかるべき対策を講じたうえで監督員の承諾を得てからとする。

(エ) 現場掲示物等

- ・工事現場に工事用看板等により、工事概要、 施工体系図、緊急連絡先等を掲示する。
- ・工事期間中は、工事現場に常に工事記録を整備する。

(オ) 写真

- ・施工中は、工事の進捗状況の写真を撮影する。

- ・建物基礎や地中配管等の撤去後は、残存物が無いことを証する写真を撮影し、埋め戻し前に工事監理者の立ち合い確認を受ける。

(力) 養生・補修

- ・解体対象物以外の既存構造物等は、工事中に破損の無いよう適切に養生し、解体対象物以外の既存構造物等を破損した場合は、受注者の責により補修・復元する。

(キ) 飛散抑制・散水

- ・工事中は、周囲へのほこりや飛散抑制のために、適切な養生、仮囲いを行い、解体工事中は適切に散水を行う。
- ・既存の水道を利用する場合は、市と協議調整のうえ、許可を得る。この場合、基本料金及び利用料金は事業者が負担する。
- ・既存の水道を利用しない場合、または利用できない場合は、仮設等により散水等用の水を確保する。

(ク) 電気・ガス

- ・電力及びガスを利用する場合は事業者が確保する。

(ケ) 濁水流出防止対策

【水戸倉庫】

- ・工事中は、周辺への濁水流出防止を徹底し、容量300Aの沈砂池、ノッチタンク等を設置して対策する。なお、矢作川沿岸水質保全対策協議会、矢作川漁業協同組合及び巴川漁業協同組合との協議が必要となるため、(2)アの通り対応し、協議の結果、必要な濁水流出防止対策が生じる場合は、総合施工計画書((3)ウ)に反映する。なお、このことに関する契約変更は行わない。

【旧梨野詰所格納庫】

- ・工事期間中は、周辺への濁水流出防止を徹底する。なお、矢作川沿岸水質保全対策協議会等との協議が必要となる場合は、(2)アの通り対応し、協議の結果、必要な濁水流出防止対策が生じる場合は、総合施工計画書((3)ウ)の設計に反映する。なお、このことに関する契約変更は行わない。

(コ) 管理・清掃

- ・工事期間中は、善良なる管理者の注意義務をもって、事業地等の管理を行う。
- ・作業用車両駐車場、従業員用駐車場、資機材置き場等は敷地内限りとし、周辺の道路や他の敷地への駐停車等は厳禁とする。
- ・旧梨野詰所格納庫においては、別紙2で示す敷地を工事期間中に限り使用することが出来る。ただし、使用した後は原状回復すること。
- ・工事完了時は、工事区域の工事仮設物を撤去し、清掃を行う。

(サ) 埋蔵文化財包蔵地

- ・旧梨野詰所格納庫の敷地は、埋蔵文化財包蔵地に指定されているため、市文化財課が工事立会を行う場合がある。工事立会が必要な場合、市文化財課と工事立会日について調整する。
- ・工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、工事を一時中断し、監督員に報告する。

(シ) その他注意事項

- ・仮設、施工方法、その他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自己の責任において行う。
- ・施工の結果、入札時と数量の差異が生じた場合でも、契約の変更は認めない。
- ・旧梨野詰所格納庫において、敷地に隣接する石垣が崩れないように留意すること。

イ 工事实績情報システム（CORINS）への登録

- ・工事实績情報システム（CORINS）への登録は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) に定める行政機関の休日は含まない。
 - 工事受注時：契約締結後 10 日以内
 - 登録内容の変更時：変更契約締結後 10 日以内
 - 工事完成時：工事完成後 10 日以内

ウ 解体工事施工計画

- ・解体工事の実施については、建築物解体工事共通仕様書（令和 5 年版/国土交通省大臣官房営繕部監修）に準拠し、施工計画の立案にあたっては、設計者・施工者の知見により、効率的・合理的、かつ安全・確実な作業実施手法を立案する。
- ・工事の着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法・計画、仮設計画、実施工程表、濁水流出防止計画（工事期間・跡地整備共）、建設副産物の処理等についての施工の具体的な計画、石綿含有建材調査結果に基づく解体処分方法などを定めた「総合施工計画書」を作成する。なお、実施工程表及び濁水流出防止計画（工事期間・跡地整備）に関しては、施工の前段階で、矢作川沿岸水質保全対策協議会、矢作川漁業協同組合及び巴川漁業協同組合との協議が必要となるため、他に先んじて作成し 10 月中旬までに市に提出する。
- ・近隣学校の児童・生徒の登下校や、近隣住民、前面道路を使用する通勤・通学者の安全確保を徹底する。
- ・騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他周辺地域や近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な

防止対策を立案する。

- ・ 特定建設資材等の再利用計画を作成し、反映する。
- ・ 足場等の仮設計画を立案し、計画図面を作成し、反映する。
- ・ 環境負荷低減に配慮した機材の使用に努める。
- ・ 総合施工計画書の記載項目は、上記のほか、「工事の留意点（建築）（1-5-1）（豊田市技術管理課 HP 参照）」による。

エ 解体施工

- ・ 解体工事着手は、（２）ア～イの設計業務の内容を反映した（３）ウの解体工事施工計画について、市の確認を受け、現場着工指示書を受領した後に行う。

オ 跡地整備

- ・ 跡地整備工事着手は、（２）ウの設計業務の成果について市の確認を受けたうえで、現場着工指示書を受領した後に行う。

（４）工事監理業務

ア 一般事項

- ・ 解体工事の監理は、設計業務検査で市の確認を受けた設計図書、建築物解体工事共通仕様書（令和５年版/国土交通省大臣官房営繕部監修）に準拠して行う。
- ・ 工事監理者は、あくまでも、第三者の立場・視点に立って業務を遂行する。
- ・ 工事監理者は、施工の各段階において、使用資材の確認や施工状況の確認、施工試験、材料試験の立会・出来高の検査等を行う。
- ・ 建物基礎や地中配管等の撤去後、埋め戻しの前に立ち合い確認を行い、埋め戻し前確認報告書に立ち合い時の写真を添付し監督員に提出する。
- ・ 跡地整備の監理は、（２）ウで市と協議し決定した設計図書のとおりに実施されているかを監理する。
- ・ 工事監理者は、法令等に規定する許認可・届出・報告・協議などについて、工事期間中及び工事完了後に必要な手続きを代行する。
- ・ 工事監理者は、上記の手続きを行う前に、あらかじめ監督員に書類を提出し承諾を受け、遅滞なく行い、関係機関から発行された書類は、事業完了時に市に提出する。

イ 報告

- ・ 工事監理者は、工事期間中の毎月末に、事業の進捗と監理状況について、「工事監理報告書（月報）」を作成し監督員に提出する。
- ・ 工事監理者は、跡地整備の完了後、「跡地完成図」として設計完了した図面等を調製し市に提出する。（施工段階で変更が生じた場合は、次項による。）

ウ 設計変更

- ・工事の進捗に伴い、設計段階で想定していない事項等があった場合は、施工者と協議調整のうえ、最善の方策を整理のうえ、監督員と協議する。
- ・上記に伴い、設計変更が必要となった場合の契約金額の変更は、原則行わない。ただし、その要因が市からの新たな求めによるものや、解体・撤去処分対象施設に関連しない新たな地中障害物の出現など、当初の条件と大幅に乖離する場合は、契約約款の規定に基づき協議する。
- ・工事監理者は、跡地整備において、現地の状況等により設計完了した図面等から変更が生じ、監督員との協議が整った場合は、設計完了した図面等を修正し、最終的な完成図面を調製し、完了検査時に市に提出する。

(5) 検査・引き渡し

ア 検査時期

- ・それぞれの施設の解体工事完了時及び跡地整備完了時に、施工者検査と工事監理者検査を行い、契約書と本水準書を満たしていることを確認したうえで、「施工者検査結果報告書」と「監理者検査報告書」を市に提出する。
- ・受注者は、上記の検査の時期を事前に市に報告し、市は、上記の検査に立ち会うことができる。

イ 社内検査結果報告

- ・受注者は、前項の検査による不具合の改善、修補が完了したことを確認した後、速やかに「社内検査結果報告書」をそれぞれの施設の解体工事完了時と跡地整備完了時に市に提出する。

ウ 事業完成届

- ・受注者は、それぞれの施設の跡地整備完了時の社内検査報告書提出時に、「事業完成届」を市に提出する。

エ 市の検査

- ・(2) ア～ウの設計業務が終了したときは、(2) ア～イ及び(2) ウの段階ごとに完了したときは、発注者の確認を受けること。
- ・(3) ウの解体工事施工計画は、発注者の確認を受けること。
- ・市は、「社内検査結果報告書」を受領した後、受注者立ち合いの下で検査を行う。跡地整備完了時の検査は、本事業の完成検査として契約工期内に行う。
- ・受注者は、市の検査時に、施工記録（写真、竣工図、廃棄物処理関係資料等）等、検査に必要な資料を用意する。

オ 引き渡し

- ・受注者は、完成検査に合格したときは、引渡書を作成し、速やかに工事目的物を引き渡す。

5 一括再委託の禁止

- (1) 約款第24条に規定する「主たる部分」とは、設計・監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託できない。
- (2) 受注者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらないう簡易な業務の再委託に当たっては、市の承認を必要としない。
- (3) 受注者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により市の承認を得なければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して本契約における受注者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

6 事業スケジュール

受注者は、本事業の関係者と円滑な事業進捗を図り、下表の期日を目安とし、詳細工程は、総合施工計画書（4（3）ウ）により事業を進める。また、進捗状況は、監督員と適宜共有し、計画工程から1か月を超える遅延が生じる場合は、その事情と変更時期、適正な施工が実施できる根拠等について監督員の承諾を得る。ただし、事業完了期日については、リスク分担（別紙4 No.25、31）に基づく市と受注者による協議が整った場合を除き、延長を認めない。

内 容	期 日
事業契約締結	令和8年9月中旬（予定）
関係機関等許認可（取得）	～令和8年11月中旬
石綿調査（完了）	～令和8年11月中旬
総合施工計画書（承諾）	～令和8年11月中旬
解体工事	～令和9年1月下旬完了
事業完了	～令和9年2月26日

※事業完了は、事業に関連する関係法令の検査、及び事業者・発注者の検査と検査指摘事項の手直しがすべて終了し、翌日に引き渡しできる状態とする。

※事業契約締結より後の工程は、上表の期日より早期に進捗することに差し支えない。

7 提出書類等

受注者は、別紙5、その他、市が指示する必要な書類を適時提出する。